

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
施設整備運営事業

基本協定書
(案)

平成 29 年 4 月

浜松市

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業 基本協定書（案）

目 次

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(当事者の義務)	1
第 3 条	(P F I 事業者の設立)	1
第 4 条	(事業の概要)	2
第 5 条	(事業契約)	3
第 6 条	(準備行為)	4
第 7 条	(損害賠償)	5
第 8 条	(事業契約の不成立)	5
第 9 条	(有効期間)	5
第 10 条	(基本協定の解除)	5
第 11 条	(秘密保持)	6
第 12 条	(個人情報保護)	6
第 13 条	(準拠法及び管轄裁判所)	7
第 14 条	(誠実協議)	7

浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業 基本協定書

浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、浜松市（以下「発注者」という。）と[]グループ（構成員 []、[]及び[]並びに協力企業 []、[]及び[]によって構成される企業グループである。以下総称して、又は個別に「構成企業」という。代表企業[]を以下「代表企業」という。）とは、以下のとおり合意し、この本件事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用する用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）において定義されたところによる。

（目的）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し、構成企業が落札者として決定されたことを確認し、発注者及び新清掃工場及び新破砕処理センター（以下「本件施設」という。）の設計・建設業務、運営業務並びにこれらに付随関連する業務の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社（以下「PFI事業者」といい、構成企業とPFI事業者を総称して、又は個別に「事業者」という。）の間における本件事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けた発注者及び構成企業双方の義務並びに事業契約締結後の事業者の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び構成企業は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 構成企業は、事業契約締結のための協議において、本件事業の入札手続における発注者及び浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備事業におけるPFI専門委員会の要望事項を尊重するものとする。
- 3 発注者及び構成企業は、本件事業の遂行のため相互に協力しなければならない。

（PFI事業者の設立）

第3条 構成企業のうち、構成員は、本基本協定締結後速やかに、本件施設の設計・建設業務、運営業務及びこれらに付随関連する業務の遂行のみを目的とする、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、PFI事業者を浜松市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

- 2 PFI事業者は、発注者の事前の確認なく、本件施設の設計・建設業務、運営業務及びこれらに付随関連する業務以外の業務を行ってはならない。
- 3 PFI事業者は、次の各号に掲げる事項に従って定款を作成しなければならない。なお、削除又は変更するときは、事前に書面にて発注者の確認を得るものとする。
 - (1) PFI事業者の目的は、本件施設の設計・建設業務、運営業務及びこれらに付随関連する業務の遂行のみであること。
 - (2) PFI事業者の本店所在地は、浜松市内とし、浜松市外に移転させないこと。
 - (3) PFI事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号の規定によること。
 - (4) 会社法第108条第2項各号の規定及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

- (5) 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項の規定により、監査役及び会計監査人の設置に関して定款に定めがあること。
- 4 構成員は、P F I事業者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、事業期間の間維持するものとする。なお、本項に規定する内容については、構成員間で締結する株主間契約（以下「株主間契約」という。）において合意するものとし、発注者の事前の書面による確認を得てP F I事業者の株主構成が変更された場合、構成員は、株主間契約に関して当該新株主を当事者に含める旨の変更を行うものとする。
- (1) 前項各号に規定する事項をP F I事業者の定款に定め、これを発注者の事前の書面による確認なくして削除し、又は変更しないこと。
- (2) 構成員は、運營業務の開始前までにP F I事業者の資本金額を[金]円（事業者提案）とし、事業期間の間これを維持すること。
- (3) P F I事業者の設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙1第1項記載のとおりであること。また、運營業務開始時から事業期間終了時までにおけるP F I事業者の資本金額及び株主構成は、別紙1第2項記載のとおりとすること。ただし、資本金額及び株主構成の変更について、発注者の事前の書面による確認がある場合はこの限りではない。
- (4) P F I事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からは出資を認めないこと。
- (5) 代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間の終了時までを通じて構成員中最大とすること。
- (6) 発注者の事前の書面による確認なくしてP F I事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）、担保権の設定、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、P F I事業者は、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- (7) 構成員は、P F I事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯してP F I事業者への追加出資又は融資を行うこと。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。なお、構成員が行う追加出資又は融資の上限額は、[金]円（事業者提案）とする。
- (8) 構成員は、事業期間が終了するまで、P F I事業者に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。
- (9) 構成員は、P F I事業者が運營業務を実施するための人員の確保に協力すること。
- 5 P F I事業者の株主は、P F I事業者が設立された後及び発注者の事前の確認を得て行うP F I事業者の株主構成の変更後、速やかに、別紙2記載の出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

（事業の概要）

第4条 構成企業は、入札説明書等及び構成企業が提出した事業提案書に基づき、P F I事業者に、次条第1項に定めるところに従い、発注者との間で事業契約を締結させ、その定めるところに従い、発注者から本件施設の設計・建設業務、運營業務及びこれらに付随関連する業務を一括して契約させた上で、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に定める者にそれぞれ請け負わせ若しくは委託させ、又はその他の方法により業務の支援を受けさせるものとする。

- (1) 設計・建設業務 ：[]
- (2) 運營業務 ：[]
- (3) 主灰の運搬業務 ：[]（以下「主灰運搬事業者」という。）
- (4) 主灰の資源化業務 ：[]（以下「主灰資源化事業者」という。）
- (5) その他業務[]：[]

- 2 構成企業は、事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者とPFI事業者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかにその契約書等の写しを発注者に提出するものとする。ただし、構成企業は、前項に規定する主灰の運搬業務又は主灰の資源化業務の委託については、PFI事業者及び主灰運搬事業者又は主灰資源化事業者に、発注者、PFI事業者及び主灰運搬事業者又は主灰資源化事業者との間で主灰の運搬又は主灰の資源化に係る各三者契約を試運転開始日までに締結させるものとする。
- 3 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者は、要求水準書等（要求水準書、入札説明書及び質問回答書（対面的対話結果を含む。）を総称していう。以下同じ。）に定めるところに従い、本件事業の円滑な遂行を実現するべく、それぞれ請け負った又は委託を受けた各業務を誠実に遂行するものとする。ただし、事業者提案の業務水準が要求水準書等において求められた業務水準を上回る場合には、事業者提案に従うものとする。

（事業契約）

- 第5条 構成企業は、本基本協定締結後、発注者が別途指定する浜松市議会（以下「議会」という。）に対する事業契約に係る議案提出日（平成30年1月下旬を目途）までに、PFI事業者は、別途手続により、本基本協定の当事者として本協定を遵守することを誓約させた上で、発注者とPFI事業者との間で、本件事業に係る事業契約の仮契約を締結させるものとする。
- 2 前項に規定する仮契約は、事業契約の締結について、議会の議決を得た日から本契約としての効力を生じるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約成立前に、本件事業に関し、構成企業のいずれかが入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、構成企業に書面で通知することにより、事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において（第4号の場合を除く。）、構成企業は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を負うものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
 - (1) 本件事業の入札手続に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本件事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された

場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本件事業の入札手続（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 構成企業（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者は、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、構成企業に書面で通知することにより、事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、構成企業は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (1) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 構成企業のいずれかが、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

（準備行為）

第6条 構成企業は、事業契約の本契約成立前であっても、自己の責任及び費用で本件事業に関して必要な準備行為を自ら行い、又はPFI事業者に行わせることができるものとし、発注者は、合理的に必要なかつ可能な範囲で構成企業に対して協力するものとする。

2 構成企業は、事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項に規定するところに従ってなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者であるPFI事業者に承継させるものとする。

(損害賠償)

第7条 本基本協定の各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。

(事業契約の不成立)

第8条 発注者及び構成企業のいずれの責めにも帰すべきでない事由により、発注者とPFI事業者が事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、既に発注者と構成企業が本件事業の準備に関して各自が支出した費用は、各自が負担するものとし、発注者及び構成企業は、事業契約の仮契約の締結に至らなかったことに起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。なお、議会において、事業契約の締結が否決された場合には、事業契約は成立しないものとし、この場合において構成企業に損害を生じた場合においても、発注者は当該損害を賠償する責めを負わないものとする。ただし、PFI事業者が正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しない場合には、構成企業は、発注者に対して、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の5に相当する金額の違約金を支払う義務を負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該事業契約の不締結により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(有効期間)

第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から、事業契約が本契約として成立した日までの期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約が仮契約として締結に至らなかった場合、本契約として成立しなかった場合又は事業契約が解除された場合には、事業契約の締結不調が確定した日、本契約として成立しないことが確定した日又は事業契約が解除された日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第6条2項、前条及び第12条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した義務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(基本協定の解除)

第10条 前条の定めにかかわらず、本基本協定締結後、事業契約が本契約として成立するまでに、構成企業のいずれかが次のいずれかの事由に該当する場合、発注者は、代表企業に書面で通知することにより、本基本協定を解除することができる。

(1) 本件事業の入札手続きに関して第5条第3項各号のいずれかに該当する場合

(2) 第5条第4項各号のいずれかに該当する場合

(3) 本基本協定のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、発注者が別途請求したときは、構成企業は、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがある場合には、その部分について発注者が構成企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 前項に定めにかかわらず、発注者は、事業契約の定めるところに従って、PFI事業者が違約金の支払を行った場合には、前項に基づく違約金の支払を構成企業に対し請求できないものとし、ま

た、事業契約の定めるところに従ってPFI事業者が発注者の損害の一切を賠償した場合には、前項に基づく損害賠償を構成企業に対し請求できないものとする。

(秘密保持)

第11条 発注者及び構成企業は、本基本協定又は本件事業に関連して受領した秘密情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、発注者及び構成企業は、本基本協定の履行又は本件事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による確認なしに第三者（PFI事業者を除く。）に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は構成企業のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び構成企業が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により確認した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び構成企業は、次の各号に掲げる場合には、相手方の確認を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前3項の規定にかかわらず、本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第12条 構成企業は、本基本協定の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から構成企業が作成し、又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は確認があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と構成企業の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本件事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (7) 構成企業の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- (8) 本条に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠するものとする。

2 発注者及び構成企業は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすることに合意するものとする。

(誠実協議)

第14条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定について疑義が生じたときは、その都度、発注者及び構成企業が誠実に協議の上、決定するものとする。

[以下余白]

この協定書の証として、本書の原本[]通を作成し、発注者及び構成企業記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成[]年[]月[]日

発注者 所在地 静岡県浜松市中区元城町103番地の2
名称 浜松市
代表者 浜松市長 鈴木 康友 印

構成企業 (構成員 (代表企業))

所在地
商号又は
名称
代表者 印

(構成員)

所在地
商号又は
名称
代表者 印

(構成員)

所在地
商号又は
名称
代表者 印

(協力企業)

所在地
商号又は
名称
代表者 印

(協力企業)

所在地
商号又は
名称
代表者 印

別紙1（第3条第4項関係）

P F I 事業者の資本金額及び株主構成

1 P F I 事業者の設立当初の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金額合計	円

2 運營業務開始時から事業期間終了時までにおけるP F I 事業者の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金額合計	円

平成[]年[]月[]日

浜松市長 様

出資者保証書

浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関し、[]グループ（構成員である[]、[]、[]及び[]、協力企業 []、[]及び[]によって構成される企業グループである。代表企業 []を以下「代表企業」という。）と浜松市との間において平成[]年[]月[]日付けで締結された浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関連して、P F I 事業者の株主である代表企業、[]、[]、[]及び[]（以下総称して「当社ら」という。）は、本書の日付けをもって、浜松市に対して次の各項に掲げる事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

なお、本書において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業入札説明書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 P F I 事業者が、平成[]年[]月[]日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として浜松市内において適法かつ有効に設立され、かつ、本書の日付け現在有効に存在すること。
- 2 P F I 事業者の発行済株式総数は、[]株であり、その全株式を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- 3 当社らは、本件事業が終了するまで、浜松市の事前の書面による確認を得た場合を除き、P F I 事業者の株式の保有を本書提出時の保有割合で継続すること。
- 4 当社らは、浜松市の事前の書面による確認なくしてP F I 事業者の株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、P F I 事業者に、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- 5 当社らは、P F I 事業者が設立された後及び浜松市の事前の同意を得て行うP F I 事業者の株主構成の変更後、速やかに、本書の書式による出資者保証書を作成して浜松市に提出し、また、当社ら以外のP F I 事業者の株主に提出させること。
- 6 当社らは、本基本協定第3条第4項に規定する事項を遵守すること。

所在地／住所：

商号又は名称／氏名：